

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 計画の性格</p> <p>（追加）</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県関係機関</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 計画の性格</p> <p>（2）この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</p> <p>（3）～（4） （略）</p> <p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県関係機関</p>
20	<p>（1）県</p> <p>ハ 愛知県名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</p> <p>4 指定公共機関</p>	<p>（1）県</p> <p>ハ 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</p> <p>4 指定公共機関</p>
21	<p>（1）郵便事業株式会社</p> <p><u>災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p><u>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u></p> <p><u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を</u></p>	<p>（削除）</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
21	<p><u>実施するものとする。</u></p> <p>エ <u>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p> <p>(2) 郵便局株式会社</p> <p>ア 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p>	<p>(1) 日本郵便株式会社</p> <p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p><u>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p>ア <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u></p> <p>イ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>ウ <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>エ <u>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p>
22	<p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) <u>社団法人愛知県トラック協会</u> (略)</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携 2 自主防災組織における措置</p>	<p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) <u>一般社団法人愛知県トラック協会</u> (略)</p> <p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携 2 自主防災組織における措置</p>
28	<p>(1) 平常時活動</p>	<p>(1) 平常時<u>の</u>活動</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案												
28	（追加） 第2章 建築物等の安全化 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設	<u>オ 地域内の災害時要援護者の把握</u> 第2章 建築物等の安全化 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 2 道路施設												
35	（2）応急復旧のための事前措置 イ 応急復旧作業担当者との協定 <u>平成20年2月26日、市内土木事業所と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結した。</u>	（2）応急復旧のための事前措置 イ 応急復旧作業担当者との協定 <u>平成24年7月27日、小牧土木建設協会、その他市内土木事業所と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結した。</u>												
49	第2節 防災上重要な都市施設の整備 <table border="1" data-bbox="161 710 981 758"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課、都市政策課、みどり公園課、区画整理課</td> </tr> </table> （略） 第3節 建築物の不燃化の推進 <table border="1" data-bbox="161 917 981 965"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </table> （略）	実施担当	建築課、都市政策課、みどり公園課、区画整理課	実施担当	建築課	第2節 防災上重要な都市施設の整備 <table border="1" data-bbox="1169 710 2033 758"> <tr> <td>実施担当</td> <td><u>（削除）</u>、都市政策課、みどり公園課、区画整理課</td> </tr> </table> （略） 第3節 建築物の不燃化の推進 <table border="1" data-bbox="1169 917 1890 965"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課、都市政策課</td> </tr> </table> （略）	実施担当	<u>（削除）</u> 、都市政策課、みどり公園課、区画整理課	実施担当	建築課、都市政策課				
実施担当	建築課、都市政策課、みどり公園課、区画整理課													
実施担当	建築課													
実施担当	<u>（削除）</u> 、都市政策課、みどり公園課、区画整理課													
実施担当	建築課、都市政策課													
51	第4章 地盤災害の予防 <table border="1" data-bbox="161 1109 1131 1204"> <tr> <td>第2節</td> <td>市</td> <td>1 (1) 建築物における対策工法の<u>促進</u></td> </tr> <tr> <td>液状化対策の推進</td> <td></td> <td>1 (2) 液状化危険度の周知</td> </tr> </table>	第2節	市	1 (1) 建築物における対策工法の <u>促進</u>	液状化対策の推進		1 (2) 液状化危険度の周知	第4章 地盤災害の予防 <table border="1" data-bbox="1169 1109 2139 1204"> <tr> <td>第2節</td> <td>市</td> <td>1 (1) 液状化危険度の周知</td> </tr> <tr> <td>液状化対策の推進</td> <td></td> <td>1 (2) 建築物における対策工法の<u>普及</u></td> </tr> </table>	第2節	市	1 (1) 液状化危険度の周知	液状化対策の推進		1 (2) 建築物における対策工法の <u>普及</u>
第2節	市	1 (1) 建築物における対策工法の <u>促進</u>												
液状化対策の推進		1 (2) 液状化危険度の周知												
第2節	市	1 (1) 液状化危険度の周知												
液状化対策の推進		1 (2) 建築物における対策工法の <u>普及</u>												
52	第2節 液状化対策の推進 1 市における措置 (1) 建築物における対策工法の <u>促進</u> 液状化現象は、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施されることが必要である。	第2節 液状化対策の推進 1 市における措置 (1) 液状化危険度の周知 （略）												

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
53	<p>そこで、あらかじめ液状化の可能性を予測した平成9年作成の地質地盤図をもとに、市民や建築物の施工主に周知を図るとともに、対策工法の<u>実施を促進</u>することが大切である。</p> <p>（2）液状化危険度の周知 （略）</p> <p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録</p> <p>市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された<u>被災宅地危険度判定推進部会</u>により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	<p>（2）建築物における対策工法の<u>普及</u></p> <p>液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、液状化の可能性を予測した平成9年作成の地質地盤図をもとに市民や建築物の施工主に周知を図るとともに、個々の地盤に対応した適切な対策工法の<u>普及を行う</u>。</p> <p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録</p> <p>市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された<u>震後対策部会</u>により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>
56	<p>第6章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>地震が発生した場合最もおそろしいのは、地震そのものよりむしろ、地震に伴って発生したげけ崩れや火災が延焼する場合である。市長は、大火災になるおそれがある場合は避難のための措置をとるとともに、あらかじめ避難所・避難場所の選定等を行い、市民の安全確保に努めるものとする。また、避難場所等については、統一的な表示板の設置等により避難時の通行障害を最小とするよう努めるとともに、平素から関係地域住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>（1）<u>避難所・避難場所の確保に当たっての基本方針</u></p> <p><u>避難所・避難場所の確保に当たっては、選定基準を設け、市民に危険のない地点に確保する。</u></p> <p>（2）<u>避難道路の確保と道路規制計画に当たっての基本方針</u></p> <p><u>避難道路は通常時より看板・標識を立て、明確にするとともに、災害時に</u></p>	<p>第6章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>市は、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
56	<p><u>支障がないよう、整備を行う。</u></p> <p><u>(3) 避難に関する広報に当たっての基本方針</u></p> <p><u>避難所・避難場所、避難道路及び避難の方法については、最初から市民にPRするとともに、市民の質問や相談に答えることのできるよう、広報活動とともに公聴活動も実施する。</u></p> <p><u>(4) 避難に当たっての基本方針</u></p> <p><u>避難計画の立案は、市、防災上重要な拠点の管理者とし、地域の防災組織との密接な連携のもとで立案する。</u></p> <p><u>(5) 食料等生活物資の確保</u></p> <p><u>避難に当たっては、広域応援が開始されるまでの期間に対処するため、家庭や防災拠点の食料等の備蓄を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>市は、災害発生時には、災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>○ 市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。</u></p> <p><u>また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</u></p> <p>○ <u>県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在</u></p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案			
57	<p>■主な機関の措置 (追加)</p>	<p><u>させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 316 2172 459"> <tr> <td data-bbox="1164 316 1388 459">第7節 帰宅困難者支援 体制の整備</td> <td data-bbox="1388 316 1545 459">県、市</td> <td data-bbox="1545 316 2172 459">1 帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </table>	第7節 帰宅困難者支援 体制の整備	県、市	1 帰宅困難者支援体制の整備
第7節 帰宅困難者支援 体制の整備	県、市	1 帰宅困難者支援体制の整備			
59	<p>第2節 避難所の整備 1 市における措置 (2) 避難所・避難場所の事前指定 オ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。</p>	<p>第2節 避難所の整備 1 市における措置 (2) 避難所・避難場所の事前指定 オ 指定に当たっては、<u>原則として</u>、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。</p>			
60	<p>第4節 避難に関する広報 1 市における措置 (1) 避難場所等の広報 (追加) オ (略)</p>	<p>第4節 避難に関する広報 1 市における措置 (1) 避難場所等の広報 オ <u>避難場所、避難所の区分</u> カ (略)</p>			
62	<p>第6節 災害時要援護者の安全対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の把握 <u>あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p>	<p>第6節 災害時要援護者の安全対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 <u>市は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u></p>			

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案												
63	(追加)	<p>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>第7節 帰宅困難者支援体制の整備 県及び市における措置</p> <p>1 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、<u>県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。</u> また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p>												
65	<p>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策 第2節 消防力の整備強化</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 地域消防力との連携強化と地域消防力の強化</p> <p>常備消防の整備強化を進めると同時に、消防団等の地域消防力との連携強化を図る。また、地域消防組織の育成、強化を図るため、消防技術の普及、向上に努めると同時に、<u>自主防災組織に対し、可搬型小型動力ポンプの整備促進を図る。</u></p>	<p>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策 第2節 消防力の整備強化</p> <p>1 市における措置</p> <p>(3) 地域消防力との連携強化と地域消防力の強化</p> <p>常備消防の整備強化を進めると同時に、消防団等の地域消防力との連携強化を図る。また、地域消防組織の育成、強化を図るため、消防技術の普及、向上に努める。<u>(削除)</u></p>												
69	<p>第8章 広域応援体制の整備 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1337 1075 1455"> <tr> <td data-bbox="156 1337 448 1388">第2節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="448 1337 504 1388">市</td> <td data-bbox="504 1337 1075 1388">1 (1) 相互応援協定の締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="504 1388 1075 1455">1 (2) 防災活動拠点の確保</td> </tr> </table>	第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 相互応援協定の締結			1 (2) 防災活動拠点の確保	<p>第8章 広域応援体制の整備 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1153 1337 2161 1455"> <tr> <td data-bbox="1153 1337 1444 1388">第2節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="1444 1337 1500 1388">市</td> <td data-bbox="1500 1337 2161 1388">1 (1) 相互応援協定の締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1500 1388 2161 1455">1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> </table>	第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 相互応援協定の締結			1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 相互応援協定の締結												
		1 (2) 防災活動拠点の確保												
第2節 広域応援体制の整備	市	1 (1) 相互応援協定の締結												
		1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備												

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案																		
69	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>（2）防災活動拠点の確保</p> <p>市は、大規模な災害が発生し<u>県内外</u>からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>（2）防災活動拠点の確保<u>及び受援体制の整備</u></p> <p>市は、大規模な災害が発生し<u>国等</u>からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点<u>及び受援体制</u>について、関係機関と調整の上、確保、<u>整備</u>に努めるものとする。</p>																		
71	<p>第9章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="152 651 1133 943"> <tr> <td data-bbox="152 651 383 799">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="383 651 528 799">市</td> <td data-bbox="528 651 1133 799">1 (1)～(5) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 799 383 847">第3節</td> <td data-bbox="383 799 528 847">市</td> <td data-bbox="528 799 1133 847">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 847 383 943">防災のための教育</td> <td data-bbox="383 847 528 943">(追加)</td> <td data-bbox="528 847 1133 943">(追加)</td> </tr> </table>	第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1)～(5) (略) (追加)	第3節	市	(略)	防災のための教育	(追加)	(追加)	<p>第9章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1160 651 2141 943"> <tr> <td data-bbox="1160 651 1391 799">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="1391 651 1603 799">市</td> <td data-bbox="1603 651 2141 799">1 (1)～(5) (略) <u>1 (6) 過去の災害教訓の伝承</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 799 1391 847">第3節</td> <td data-bbox="1391 799 1603 847">市</td> <td data-bbox="1603 799 2141 847">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 847 1391 943">防災のための教育</td> <td data-bbox="1391 847 1603 943"><u>防災関係機関</u></td> <td data-bbox="1603 847 2141 943"><u>3 防災教育の実施</u></td> </tr> </table>	第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1)～(5) (略) <u>1 (6) 過去の災害教訓の伝承</u>	第3節	市	(略)	防災のための教育	<u>防災関係機関</u>	<u>3 防災教育の実施</u>
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1)～(5) (略) (追加)																		
第3節	市	(略)																		
防災のための教育	(追加)	(追加)																		
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	1 (1)～(5) (略) <u>1 (6) 過去の災害教訓の伝承</u>																		
第3節	市	(略)																		
防災のための教育	<u>防災関係機関</u>	<u>3 防災教育の実施</u>																		
72	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）総合防災訓練</p> <p>市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）総合防災訓練</p> <p>市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた市民等の協力、<u>連携</u>のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>ウ 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。</u></p>																		

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
74	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）防災意識の啓発 （略）</p> <p>また、県の提供する災害に関するビデオ等により、防災教育の推進を図る。</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）防災意識の啓発 （略）</p> <p>また、県の提供する災害に関するビデオ等により、防災教育の推進を図る。 <u>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u></p> <p>（6）過去の災害教訓の伝承 <u>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u> <u>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u></p>
75	<p>（追加）</p>	<p>（追加）</p>
76	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>2 職員に対する地震教育</p> <p><u>防災関係機関は、それぞれ災害対策関係職員の地震時における適切な判断力を養成し、また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して、地震教育の徹底を図る。</u></p> <p><u>教育方法及びその内容は次のとおりである</u></p> <p>（1）講習会 <u>学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。</u></p> <p>（2）研修会 <u>災害対策関係法令及びその他の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の習得を図る。</u></p>	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>2 職員に対する地震防災教育</p> <p><u>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</u></p> <p>（1）地震に関する基礎知識</p> <p>（2）東海地震の予知に関する知識</p> <p>（3）東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</p> <p>（4）南海トラフ巨大地震等、予想される地震に関する知識</p> <p>（5）職員等が果たすべき役割</p> <p>（6）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
77	<p><u>（3）検討会</u> <u>防災訓練と合わせて討論会を開催し、地震時における業務分担等についての自覚と認識を深める。</u></p> <p><u>（4）見学・現地調査</u> <u>防災関係施設、防災関係研究機関の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。</u></p> <p>3 市民に対する地震教育</p> <p><u>（1）起震車及び起震機による地震体験</u> <u>市民の防災に対する意識の高揚を図るため、起震車及び起震機を利用し、防災訓練、地震展等に活用する。</u></p> <p><u>（2）防災映画等のライブラリー</u> <u>市民の防災に対する意識高揚を図るため、地震災害に関するフィルム、スライド等の保有の増加に努め、自治会、学校等へ貸出し活用に供する。</u></p> <p><u>（3）地震展</u> <u>市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため防災関係機関との有機的な連携のもとに実施するものとする。</u></p> <p><u>（4）防災講演会</u> <u>市民の防災についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため防災講演会を実施するものとする。</u></p>	<p>（削除）</p>
81	<p>（追加）</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■基本方針</p>	<p>3 防災関係機関における措置 <u>防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。</u></p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■基本方針</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案						
81	<p>○ 市長は、<u>災害対策基本法第23条</u>の規定に基づき、地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図るため、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 363 1131 507"> <tr> <td data-bbox="156 363 380 507">第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td data-bbox="380 363 526 507">市</td> <td data-bbox="526 363 1131 507">1(1)～(2) (略) (追加)</td> </tr> </table>	第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1)～(2) (略) (追加)	<p>○ 市長は、<u>災害対策基本法第23条の2</u>の規定に基づき、地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図るため、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 363 2139 507"> <tr> <td data-bbox="1164 363 1388 507">第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td data-bbox="1388 363 1534 507">市</td> <td data-bbox="1534 363 2139 507">1(1)～(2) (略) <u>1(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u></td> </tr> </table>	第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1)～(2) (略) <u>1(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u>
第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1)～(2) (略) (追加)						
第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1(1)～(2) (略) <u>1(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u>						
82	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>イ 本部設置の公表</p> <p>本部を設置したときは、<u>直ちにその旨を伝達担任区分により伝達及び公表するとともに本部の標識を市役所に掲示するものとする。</u></p>	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>イ 本部設置の<u>連絡</u></p> <p>本部を設置したときは、<u>職員招集メール等で直ちに市職員に連絡するとともに、小牧警察署及び県に対しても報告するものとする。</u></p>						
83	<p>(追加)</p>	<p><u>(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u></p> <p><u>市長は、当市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。</u></p>						
85	<p>第2章 通信の運用</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1136 1131 1279"> <tr> <td data-bbox="156 1136 336 1279">第4節 郵便業務の 応急措置</td> <td data-bbox="336 1136 526 1279"><u>郵便事業(株)、 郵便局(株)</u></td> <td data-bbox="526 1136 1131 1279">郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </table>	第4節 郵便業務の 応急措置	<u>郵便事業(株)、 郵便局(株)</u>	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持	<p>第2章 通信の運用</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 1136 2139 1279"> <tr> <td data-bbox="1164 1136 1344 1279">第4節 郵便業務の 応急措置</td> <td data-bbox="1344 1136 1534 1279"><u>日本郵便株 式会社</u></td> <td data-bbox="1534 1136 2139 1279">郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </table>	第4節 郵便業務の 応急措置	<u>日本郵便株 式会社</u>	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
第4節 郵便業務の 応急措置	<u>郵便事業(株)、 郵便局(株)</u>	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持						
第4節 郵便業務の 応急措置	<u>日本郵便株 式会社</u>	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持						
91	<p>1 郵便事業株式会社の措置</p> <p>(2) <u>支店</u>の窓口業務の維持</p> <p>災害時において、被災地における<u>支店</u>の窓口業務の維持を図るため、被災</p>	<p>1 日本郵便株式会社の措置</p> <p>(2) <u>郵便局</u>の窓口業務の維持</p> <p>災害時において、被災地における<u>郵便局</u>の窓口業務の維持を図るため、被災</p>						

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
91	<p>により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。（略）</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>2 郵便局株式会社の措置</p> <p><u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u></p>	<p>により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。（略）</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の（削除）郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする（削除）</p>
97	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>8 被害状況の照会</p> <p>（2）全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p>	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>7 被害状況の照会・共有</p> <p>（2）全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p>
98	<p>第3節 広報</p> <p>3 各機関の措置</p> <p>（2）各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（オ）～（キ）（略）</u></p>	<p>第3節 広報</p> <p>3 各機関の措置</p> <p>（2）各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供</p> <p><u>（カ）～（ク）（略）</u></p>
115	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p> <p>第1節 消防活動</p> <p>4 消防団における措置</p>	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p> <p>第1節 消防活動</p> <p>4 消防団における措置</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案																																																				
115	<p>(3) 活動要領</p> <p>(カ) <u>本部及び現場活動小隊長</u>から応援要請を受けた場合は、消火活動に協力するものとする。</p>	<p>(3) 活動要領</p> <p>(カ) <u>災害対策本部</u>から応援要請を受けた場合は、消火活動に協力するものとする。</p>																																																				
119	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 震災時の大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応はとうてい不可能であるので、医師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">発災</th> <th style="width: 15%;">3日</th> <th style="width: 15%;">1週間</th> <th style="width: 40%;">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>(追加) ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地元医師会・災害拠点病院</td> <td>(追加) ○臨機応急な医療活動 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本赤十字社愛知県支部</td> <td>(追加) ○医療救護活動の実施</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>(追加) 2(1)～(2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	(追加) ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)				地元医師会・災害拠点病院	(追加) ○臨機応急な医療活動 (略)				日本赤十字社愛知県支部	(追加) ○医療救護活動の実施			→	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	(追加) 2(1)～(2) (略)	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>医療救護</u>については、<u>災害医療コーディネーター</u>、<u>医師会</u>、<u>日本赤十字社</u>、<u>災害拠点病院</u>、<u>国立病院機構</u>の病院、<u>県立病院</u>等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">発災</th> <th style="width: 15%;">3日</th> <th style="width: 15%;">1週間</th> <th style="width: 40%;">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地元医師会・災害拠点病院</td> <td>○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○臨機応急な医療活動 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本赤十字社愛知県支部</td> <td>○<u>災害医療調整本部への参画</u> ○医療救護活動の実施</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td><u>2(1) 地域災害医療対策会議への参画</u> <u>2(2)～(3)</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○ <u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)				地元医師会・災害拠点病院	○ <u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○臨機応急な医療活動 (略)				日本赤十字社愛知県支部	○ <u>災害医療調整本部への参画</u> ○医療救護活動の実施			→	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	<u>2(1) 地域災害医療対策会議への参画</u> <u>2(2)～(3)</u> (略)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
市	(追加) ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)																																																					
地元医師会・災害拠点病院	(追加) ○臨機応急な医療活動 (略)																																																					
日本赤十字社愛知県支部	(追加) ○医療救護活動の実施			→																																																		
区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 医療救護	市	(追加) 2(1)～(2) (略)																																																				
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
市	○ <u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 (略)																																																					
地元医師会・災害拠点病院	○ <u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○臨機応急な医療活動 (略)																																																					
日本赤十字社愛知県支部	○ <u>災害医療調整本部への参画</u> ○医療救護活動の実施			→																																																		
区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 医療救護	市	<u>2(1) 地域災害医療対策会議への参画</u> <u>2(2)～(3)</u> (略)																																																				

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行（平成24年11月修正）			修 正 案		
		地元医師会、災害拠点病院	(追加) 3 (1)～(2) (略)		地元医師会、災害拠点病院	3 (1) 地域災害医療対策会議への参画 3 (2)～(3) (略)
120	第1節 医療救護 2 市における措置 (追加) (1)、(2) (略)			第1節 医療救護 2 市における措置 (1) 市は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。 (2)、(3) (略)		
121	3 地元医師会、災害拠点病院における措置 (追加) (1)、(2) (略)			3 地元医師会、災害拠点病院における措置 (1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。 (2)、(3) (略)		
134	第10章 避難者・帰宅困難者対策 ■基本方針 (追加)			第10章 避難者・帰宅困難者対策 ■基本方針 ○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。		
	■主な機関の応急活動			■主な機関の応急活動		
	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	
	市	(略) ○徒歩帰宅困難者に対する情報提供 ○徒歩帰宅困難者の救助 (追加)	情報提供	→		
			避難所対策の実施			
	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	
	市	(略) ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制	情報提供	→		

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行（平成24年11月修正）	修 正 案																														
134	<p>事業所等 ○情報収集及び従業員等の順次帰宅</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>2(1)～(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>4(1)～(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>2(1) 事業所等の啓発 2(2) 避難所対策、救援対策 2(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所等</td> <td>3 情報収集及び従業員等の順次帰宅</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	市	2(1)～(3) (略) (追加)		県（知事又は知事の命を受けた職員）	4(1)～(3) (略) (追加)	第4節 帰宅困難者対策	市	2(1) 事業所等の啓発 2(2) 避難所対策、救援対策 2(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供		事業所等	3 情報収集及び従業員等の順次帰宅	<p>事業所等 ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>2(1)～(3) (略) 2(4) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>4(1)～(3) (略) 4(4) 広域一時滞在に係る協議等</td> </tr> <tr> <td>第4節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>2(1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 2(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 2(4) 救助対策、避難所対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所等</td> <td>3 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	市	2(1)～(3) (略) 2(4) 広域一時滞在に係る協議		県（知事又は知事の命を受けた職員）	4(1)～(3) (略) 4(4) 広域一時滞在に係る協議等	第4節 帰宅困難者対策	県、市	2(1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 2(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 2(4) 救助対策、避難所対策の実施		事業所等	3 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制
区 分	機関名	主な措置																														
第1節 避難の勧告・指示	市	2(1)～(3) (略) (追加)																														
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	4(1)～(3) (略) (追加)																														
第4節 帰宅困難者対策	市	2(1) 事業所等の啓発 2(2) 避難所対策、救援対策 2(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供																														
	事業所等	3 情報収集及び従業員等の順次帰宅																														
区 分	機関名	主な措置																														
第1節 避難の勧告・指示	市	2(1)～(3) (略) 2(4) 広域一時滞在に係る協議																														
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	4(1)～(3) (略) 4(4) 広域一時滞在に係る協議等																														
第4節 帰宅困難者対策	県、市	2(1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 2(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 2(4) 救助対策、避難所対策の実施																														
	事業所等	3 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制																														
135	<p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>2 市における措置 (追加)</p>	<p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>2 市における措置 (4) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</p>																														
136	<p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (追加)</p>	<p>4 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (5) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わ</p>																														

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
137	<p>8 避難の措置と周知</p> <p>（1）市民に対する周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、ケーブルテレビ、<u>携帯電話</u>、広報車の巡回、地震防災信号（サイレン）、警鐘、あるいは自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p><u>って協議を行う。</u></p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>（1）市民に対する周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、ケーブルテレビ、<u>携帯電話（緊急速報メール機能含む。）</u>、広報車の巡回、地震防災信号（サイレン）、警鐘、あるいは自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>
140	<p>第2節 避難所の開設</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>（追加）</p>	<p>第2節 避難所の開設</p> <p>4 避難所の運営</p> <p><u>（14）市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p>
141	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>2 市における措置</p> <p><u>（1）事業所等の啓発</u></p> <p>市は、<u>各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。</u></p> <p><u>（2）避難所対策、救援対策</u></p> <p>市は、<u>帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</u></p> <p><u>（3）徒歩帰宅困難者への情報提供</u></p> <p>市は、<u>企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難</u></p>	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>2 県(防災局)及び市における措置</p> <p><u>（1）県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p><u>（2）県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p><u>（3）県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡</u></p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案		
141	<p>者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>3 事業所等における措置</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>順次帰宅させるものとする。</u></p> <p>4 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>避難場所</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>（略）</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1節 給水</p>	<p><u>手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</u></p> <p><u>（4）県及び市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</u></p> <p>3 事業所等における措置</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>対策をとるものとする。</u></p> <p>4 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>滞在場所</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>（略）</p> <p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1節 給水</p>		
143	<p>6 非常用水源の確保</p> <p>（2）非常用水源の確保</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ <u>プール、ため池、沈殿池、河川の利用</u></p> <p><u>（ア）比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。</u></p> <p><u>（イ）飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。</u></p> <p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p>	<p>6 非常用水源の確保</p> <p>（2）非常用水源の確保</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ <u>（削除）</u></p> <p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p>		
144	<p>（追加）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 1380 1317 1428">附属資料</td> <td data-bbox="1317 1380 2190 1428">5.1.20 災害時における物資調達に関する協定</td> </tr> </table>	附属資料	5.1.20 災害時における物資調達に関する協定
附属資料	5.1.20 災害時における物資調達に関する協定			

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
144	<p>3 炊き出しその他による食品の給与 <u>市は、おおむね次のとおり食品を供給する。</u></p> <p><u>(1) 給与の方法</u></p> <p>ア <u>応急的措置として乾パン、飲缶等の備蓄食料をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出しを行う。</u></p> <p>イ <u>炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで、町内会、女性の会等の地域奉仕団の協力を得て実施するが、適当な場所がないとき又は困難なときは、米飯登録者等に依頼して実施する。</u></p> <p>ウ <u>炊き出しによる食品の給与は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 食料の給与</u></p> <p>ア <u>給与対象者</u> <u>次の事項を勘案し、給与対象者を決定するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 避難所に収容された者</u></p> <p><u>(イ) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水等のため、炊事ができない者</u></p> <p><u>(ウ) 旅行者、一般家庭への来訪者、鉄道の旅客等であって、食料品の持ち合わせが少なく、調達できない者</u></p> <p><u>(エ) 被災により縁故先に避難する者で、食料品を喪失し持ち合わせのない者。</u></p> <p>イ <u>給与項目</u> <u>給与期間及び被災者の実態を勘案し、確保された食料の中から随時決定していくものとする。</u></p>	<p>3 炊き出しその他による食品の給与 <u>市は、概ね次のとおり食品を供給する。</u></p> <p><u>(1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。</u></p> <p>ア <u>第1段階 乾パン、クラッカー、アルファ米など（市の備蓄物資から供給）</u></p> <p>イ <u>第2段階 パン、おにぎり、弁当など（協定締結業者等から物資の供給を受けることができる場合）</u></p> <p><u>(2) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、アルファ米など、その時に調達可能な食品を供給する。</u></p> <p><u>(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。</u></p> <p><u>(4) 縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合、現物をもって支給する。</u></p>
145	<p>4 米穀の原料調達 <u>(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、</u></p>	<p>4 米穀の原料調達 <u>(2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案																																																				
151	<p>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「<u>災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領</u>」により調達を図る。</p> <p>炊き出し用として米穀（<u>精米</u>）を確保する手順図 （図中） 政府米の受託事業体</p> <p>第13章 遺体の取扱い ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="156 598 1131 893"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>○遺体の捜索・収容</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○医師への医学的検査の依頼</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○遺体の処理及び一時保存</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○遺体の埋火葬</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○他市町村又は県への応援要求</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○遺体の捜索・収容	→			○医師への医学的検査の依頼	→			○遺体の処理及び一時保存	→			○遺体の埋火葬	→			○他市町村又は県への応援要求	→			<p>と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「<u>米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）</u>」により調達を図る。</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図 （図中） 政府米（<u>玄米</u>）の受託事業体</p> <p>第13章 遺体の取扱い ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1153 598 2128 893"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市</td> <td>○遺体の捜索・収容</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○<u>（削除）</u></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○遺体の処理及び一時保存</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○遺体の埋火葬</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○他市町村又は県への応援要求</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○遺体の捜索・収容	→			○ <u>（削除）</u>	→			○遺体の処理及び一時保存	→			○遺体の埋火葬	→			○他市町村又は県への応援要求	→		
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
市	○遺体の捜索・収容	→																																																				
	○医師への医学的検査の依頼	→																																																				
	○遺体の処理及び一時保存	→																																																				
	○遺体の埋火葬	→																																																				
○他市町村又は県への応援要求	→																																																					
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
市	○遺体の捜索・収容	→																																																				
	○ <u>（削除）</u>	→																																																				
	○遺体の処理及び一時保存	→																																																				
	○遺体の埋火葬	→																																																				
○他市町村又は県への応援要求	→																																																					
152	<p>第2節 遺体の処理 1 市における措置</p> <p>（2）遺体の検視（見分）及び検案 警察官の遺体の検視（見分）を得るとともに、<u>医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</u></p> <p>2 警察における措置</p> <p>（1）<u>警察は</u>、遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）</p>	<p>第2節 遺体の処理 1 市における措置</p> <p>（2）遺体の検視（見分）及び検案 警察官の遺体の検視（見分）を得るとともに、<u>医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1228 2172 1332"> <tr> <td>附属資料</td> <td>5.1.32 <u>災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書</u> 5.1.33、34 <u>災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書</u></td> </tr> </table> <p>2 警察における措置</p> <p>（1）遺体発見現場で遺体の検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに</p>	附属資料	5.1.32 <u>災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書</u> 5.1.33、34 <u>災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書</u>																																																		
附属資料	5.1.32 <u>災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書</u> 5.1.33、34 <u>災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書</u>																																																					

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案								
153	<p>を行わずに収容された遺体については、市及び医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</p> <p>（2）警察は、身元識別のため必要があるときは、歯科医師会に応援を要請する。</p> <p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市における措置</p> <p>（8）応援要求 （略） （追加）</p>	<p>収容された遺体については、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（見分）を行う。</p> <p>（2）身元識別のため必要があるときは、歯科医師会に応援を要請する。</p> <p>第3節 遺体の埋火葬</p> <p>1 市における措置</p> <p>（8）応援要求 （略）</p> <table border="1" data-bbox="1164 606 2179 750"> <tr> <td>附属資料</td> <td>災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書…第6 1 32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書…第6 1 33、34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火葬場……………第8 5</td> </tr> </table>	附属資料	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書…第6 1 32		災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書…第6 1 33、34		火葬場……………第8 5		
附属資料	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書…第6 1 32									
	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書…第6 1 33、34									
	火葬場……………第8 5									
154	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>（略） （追加）</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1164 893 2179 949"> <tr> <td>附属資料</td> <td>災害救助法施行細則……………参考第4</td> </tr> </table>	附属資料	災害救助法施行細則……………参考第4						
附属資料	災害救助法施行細則……………参考第4									
155	<p>第14章 交通施設の応急対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1069 1131 1189"> <tr> <td>第3節 空港施設対策</td> <td>愛知県名古屋飛行場</td> <td>愛知県名古屋空港事務所</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	第3節 空港施設対策	愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋空港事務所	（略）	<p>第14章 交通施設の応急対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 1069 2139 1189"> <tr> <td>第3節 空港施設対策</td> <td>愛知県名古屋飛行場</td> <td>県（名古屋空港事務所）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	第3節 空港施設対策	愛知県名古屋飛行場	県（名古屋空港事務所）	（略）
第3節 空港施設対策	愛知県名古屋飛行場	愛知県名古屋空港事務所	（略）							
第3節 空港施設対策	愛知県名古屋飛行場	県（名古屋空港事務所）	（略）							
157	<p>第3節 空港施設対策</p> <table border="1" data-bbox="156 1284 1086 1340"> <tr> <td>実施担当</td> <td>愛知県名古屋空港事務所</td> </tr> </table> <p>2 愛知県名古屋空港事務所における措置</p> <p>（1）施設の使用停止及び応急工事</p> <p>愛知県名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が</p>	実施担当	愛知県名古屋空港事務所	<p>第3節 空港施設対策</p> <p>（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>2 県（名古屋空港事務所）における措置</p> <p>（1）施設の使用停止及び応急工事</p> <p>名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受</p>						
実施担当	愛知県名古屋空港事務所									

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案												
157	<p>被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>なお、必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。</p> <p>3 自衛隊における措置</p> <p>自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、<u>（追加）航空（乗組員）</u>に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>	<p>け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。</p> <p>なお、必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。</p> <p>3 自衛隊における措置</p> <p>自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、<u>又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）</u>に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>												
158	<p>第15章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 699 1003 798"> <tr> <td data-bbox="156 699 358 742">第2節</td> <td data-bbox="358 699 667 742">東邦瓦斯株式会社、</td> <td data-bbox="667 699 1003 742">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 742 358 790">ガス施設対策</td> <td data-bbox="358 742 667 790">LPガス協会</td> <td data-bbox="667 742 1003 790"></td> </tr> </table>	第2節	東邦瓦斯株式会社、	(略)	ガス施設対策	LPガス協会		<p>第15章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 699 2083 798"> <tr> <td data-bbox="1164 699 1366 742">第2節</td> <td data-bbox="1366 699 1836 742">東邦瓦斯株式会社、</td> <td data-bbox="1836 699 2083 742">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 742 1366 790">ガス施設対策</td> <td data-bbox="1366 742 1836 790">一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td data-bbox="1836 742 2083 790"></td> </tr> </table>	第2節	東邦瓦斯株式会社、	(略)	ガス施設対策	一般社団法人愛知県LPガス協会	
第2節	東邦瓦斯株式会社、	(略)												
ガス施設対策	LPガス協会													
第2節	東邦瓦斯株式会社、	(略)												
ガス施設対策	一般社団法人愛知県LPガス協会													
160	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>3 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>内に災害対策本部を設置する。(略)</p>	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>3 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに<u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>内に災害対策本部を設置する。(略)</p>												
161	<p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の状況により、特定の地域に集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</p> <p>必要に応じ、<u>社団法人エルピーガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。(略)</p>	<p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の状況により、特定の地域に集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</p> <p>必要に応じ、<u>一般社団法人全国LPガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。(略)</p>												

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案																
165	<p>第16章 住宅対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災 3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) ○応援協力の要請 (追加)</td> <td></td> <td>○入居意向調査の実施 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災 3日	1週間	復旧対応期	市	(略) ○応援協力の要請 (追加)		○入居意向調査の実施 (追加)	<p>第16章 住宅対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災 3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》</td> <td></td> <td>○入居意向調査の実施 ○応急修理の実施補助</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災 3日	1週間	復旧対応期	市	(略) ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》		○入居意向調査の実施 ○応急修理の実施補助
機関名	発災 3日	1週間	復旧対応期															
市	(略) ○応援協力の要請 (追加)		○入居意向調査の実施 (追加)															
機関名	発災 3日	1週間	復旧対応期															
市	(略) ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》		○入居意向調査の実施 ○応急修理の実施補助															
166	<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	建築課	<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課、市民税課、資産税課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	実施担当	建築課、市民税課、資産税課												
実施担当	建築課																	
実施担当	建築課、市民税課、資産税課																	
182	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 住宅等対策 2 住宅金融支援機構東海支店における措置 (略)……そして、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 住宅等対策 2 <u>独立行政法人住宅金融支援機構東海支店</u>における措置 (略)……そして、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>																
204	<p>第5編 東海地震に関する事前対策 第4章 発災に備えた直前対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及 び放送関係</td> <td>社団法人愛知県エルピーガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第10節</td> <td>郵便事業株式会社、郵便局株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及 び放送関係	社団法人愛知県エルピーガス協会	(略)	第10節	郵便事業株式会社、郵便局株式会社	(略)	<p>第5編 東海地震に関する事前対策 第4章 発災に備えた直前対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及 び放送関係</td> <td>一般社団法人愛知県エルピーガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第10節</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及 び放送関係	一般社団法人愛知県エルピーガス協会	(略)	第10節	日本郵便株式会社	(略)				
第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及 び放送関係	社団法人愛知県エルピーガス協会	(略)																
第10節	郵便事業株式会社、郵便局株式会社	(略)																
第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及 び放送関係	一般社団法人愛知県エルピーガス協会	(略)																
第10節	日本郵便株式会社	(略)																

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成25年11月修正）

頁	現 行 （平成24年11月修正）	修 正 案
	<p>郵政事業対策</p>	<p>郵政事業対策</p>
211	<p>第5節 鉄道</p> <p>1 名古屋鉄道株式会社における措置</p> <p>（1）東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>（イ）情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅するように輸送力を増強する。</p>	<p>第5節 鉄道</p> <p>1 名古屋鉄道株式会社における措置</p> <p>（1）東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p> <p>（イ）情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅するように、<u>状況に応じて</u>輸送力を増強する。</p>
213	<p>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係</p> <p>4 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>警戒宣言が発令された場合、<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。</p>	<p>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係</p> <p>4 一般社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>警戒宣言が発令された場合、<u>一般社団法人愛知県エルピーガス協会</u>は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。</p>
215	<p>第10節 郵便事業対策</p> <p>強化地域外の<u>郵便事業株式会社</u>、<u>郵便局株式会社</u>の措置は、原則として平常どおり窓口業務を行う。</p>	<p>第10節 郵便事業対策</p> <p>強化地域外の<u>日本郵便株式会社</u>は、原則として平常どおり窓口業務を行う。</p>